

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>路 線 名</p>	<p>西宝珠花屏風線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>春日部市西親野井字浅間下一四 九番一地从から 同市西親野井字浅間下一三〇番 一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年五月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和二年五月二十九日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第六号における道路 予定区域の供用開始であ る。延長二六四・二〇メー トル</p>